平成２７年（フ）第１８０６号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目10番２―504号
債務者　堀　伸一郎
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３号
熊本県八代郡氷川町網道283番地１　クリブベリー（203）
債務者　園田　　新
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時45分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第８３号
栃木県佐野市田沼町235番地
債務者　佐藤　慎也
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第９１３０号
東京都練馬区東大泉４丁目23―13―202
債務者　坂田　直哉
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７２６号
横浜市戸塚区上矢部町2931番地　丸久マンション302号
債務者　木原　法子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１１２号
福岡市中央区小笹４丁目19番36号
破産者　有限会社スリー・デン
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０号
兵庫県伊丹市西台１丁目６番６―302号、登記簿上の本店大阪市天王寺区生玉前町１番11号
破産者　有限会社Ｋ・Ｓセキュリティー
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
大阪府池田市天神１丁目９番９号
破産者　株式会社飛鳥保工務店
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第１４１号
福岡市南区塩原１丁目10番27号
破産者　株式会社エフコム電子
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５６号
福岡市博多区美野島３丁目20番10―503号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区平尾２丁目20番18―604号
破産者　屋田　益和
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６８号
栃木県日光市今市1111番地３、商業登記簿上の本店所在地栃木県日光市今市1170番地５
破産者　株式会社ストーリア
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７６号
山梨県甲府市中畑町160番地１
破産者　株式会社スラグフェストトレーディング
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３号
山口市泉都町５番25号
破産者　有限会社宮崎商店
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９９８号
福岡市早良区賀茂４丁目26番１号、前住所福岡市早良区次郎丸２丁目27番５号
破産者　早良産業こと　河野　幸雄
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７２６号
神奈川県横須賀市佐原４丁目２番３号102号
破産者　ウラガコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１４０号
横浜市港北区綱島台14―22　コンシェルジュ綱島台202、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区東玉川１丁目27番11号２Ｆ
破産者　有限会社デジタルスペック
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１９５号
横浜市港北区新羽町4444番地
破産者　プロジェクト株式会社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部